

三次市教育委員会告示第 号

三次市学校支援ネットワーク設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 1 年 3 月 日

三次市教育委員会委員長 前 田 茂

三次市学校支援ネットワーク設置要綱の一部を改正する告示

三次市学校支援ネットワーク設置要綱（平成 1 8 年三次市教育委員会告示第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

（ 2 ）教育委員会を代表する者（グループマネージャー、指導員等）

」を

「

（ 2 ）教育委員会を代表する者（係長、教育相談員等）

」に改める。

附 則

この告示は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。